

『西東京市キャッシュレス決済ポイント還元事業』

西東京商工会では、西東京市からの受託事業として、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」の中で、直接的な接触を伴わないキャッシュレス決済の利用促進及び市内中小企業・個人事業主の方の売上向上を目的に、キャッシュレス決済を利用する消費者の皆様に対し、ポイント還元を行うキャンペーンを以下のとおり実施いたします。

事業概要	
◇実施期間◇	令和3年7月1日(木)～令和3年8月31日(火)
◇実施内容◇	期間内に対象店舗において決済をした利用者に対し、当該決済金額の 25% 相当のPayPayボーナス(1円相当未満切捨て)が付与されます。
◇ポイント付与総額◇	80,000,000円
◇還元ポイント付与上限◇	1 決済で付与されるポイント(PayPayボーナス)上限 → 最大2,500円相当まで 2 カ月で付与されるポイント(PayPayボーナス)上限 → 最大20,000円相当まで

参加店募集について	
対象となる事業者	◎中小企業基本法第2条(※裏面「その他」参照)に定める市内のPayPay加盟店のうち、市・商工会・PayPayが対象として指定した中小・小規模加盟店 (対象とならない事業者) 大手スーパー、大手(コンビニ、飲食、小売等)のフランチャイズチェーン、金券ショップ等、一部対象外となる店舗があります。
対象品目	◎対象店舗にてPayPay決済ができるもの (対象外品目) 市指定のゴミ袋、金券等換金性の高いもの、加盟店が独自に指定するもの、その他、市・商工会・PayPayが本事業の目的、趣旨から適切ではないと判断するもの等、一部対象外となるものがあります。
キャンペーン登録期間	◎令和3年6月1日(火)～令和3年7月30日(金) ※キャンペーンの適用開始日は実施期間中の毎月1日と16日です。PayPayとの契約が成立しない場合はキャンペーンに参加することができません。 PayPay決済の利用は可能であっても、 <u>適用開始日前の決済についてはポイント(PayPayボーナス)が付与されません。</u>
導入費用	◎無料(キャンペーン期間中) (①初期投資、②月額固定費、③決済システム利用料、④入金手数料) ※④は都度入金の場合等の条件により有料となります。
申込方法	◎PayPayを導入されていない事業者 ▶別紙「申込書」にご記入の上、西東京商工会までFAX下さい。 ◎既にPayPayを導入されている事業者 ▶キャンペーン申込の手続きは必要ありません。 キャンペーンの対象となる事業者については、ポスターなどの広報ツールを発送させていただきます。キャンペーンの不参加を希望される場合はPayPay加盟店向け窓口(0120-990-640)までご連絡ください。
事業者向け個別相談会 ※相談は事前予約制です	●令和3年6月7日(月)午後1時から4時 場所:西東京市役所 田無第2庁舎4階会議室1 ●令和3年6月8日(火)午前10時から12時 場所:西東京市役所 田無第2庁舎4階会議室1 ●令和3年6月9日(水)午後1時から4時 場所:西東京商工会 保谷事務所 <u>※商店会単位でのセミナー開催等のご要望がありましたら商工会までご連絡ください。</u>

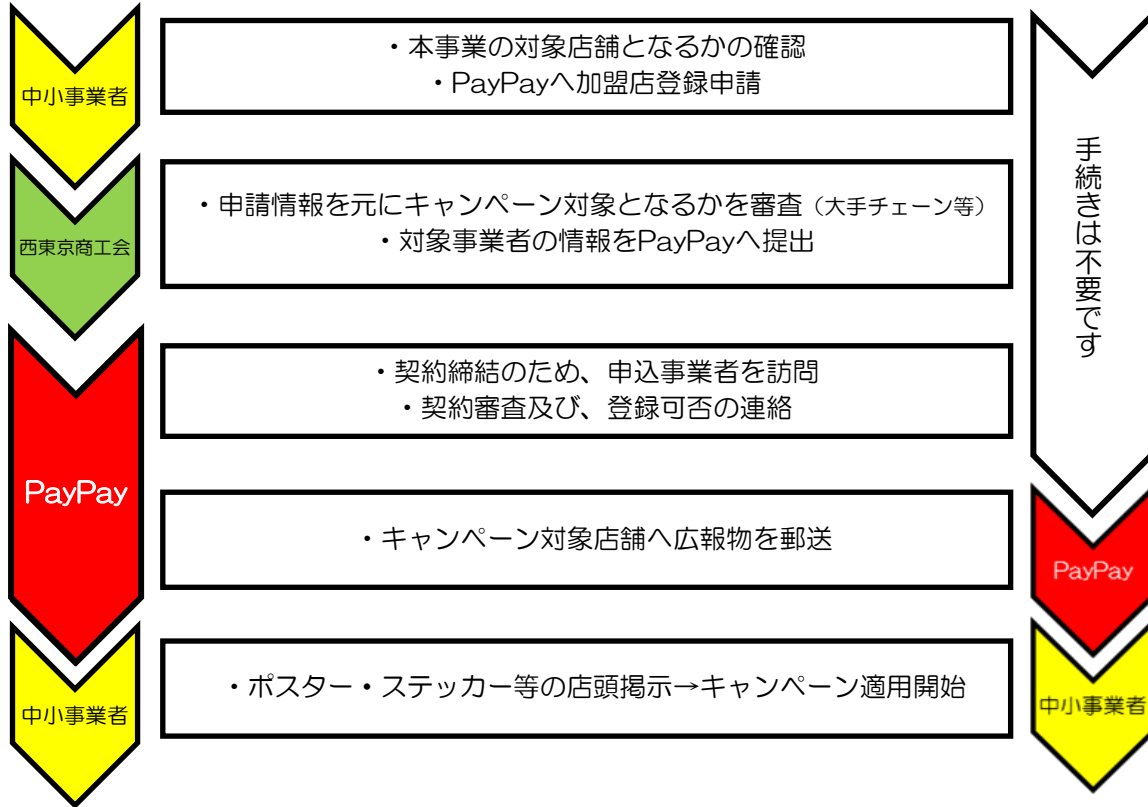
西東京商工会 田無事務所(担当:大口・武田):西東京市南町5-6-18 電話:042-461-4573 FAX:042-463-7311

【裏面へ】

新たに PayPay を
導入される導入事業者

■参加申込～キャンペーン適用までの流れ

既に PayPay を
導入されている事業者



■その他

◎中小企業者の定義【中小企業基本法（第2条）】

業種	資本金の額 又は出資の総額	並 び に	常時使用する 従業員の数
製造業 建設業 運輸業 その他	3億円以下		300人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下

■お問い合わせ先

◎新規加盟希望の事業者向け▶0120-936-220(PayPay) 窓口時間：10時から19時（土日除く）

◎PayPay 加盟店向け▶0120-990-640 (PayPay) 窓口時間：24時間受付/土日祝日を含む365日
※加盟店IDをご準備の上、ご連絡お願い致します